### 別紙

### 第1 法人税基本通達関係

昭和44年5月1日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」 欄のように改める。

### 一目次

改 正	後	改	正	前
第1章 総 則		第1章 総則		
第1節 納税地及び納税義務		第1節 納税地及	び納税義務	
第2節 事業年度		第2節 事業年度		
第3節 同族会社		第3節 同族会社	:	
第4節 組織再編成		第4節 組織再編	協成	
第5節 資本等の金額及び資本等取引		第5節 資本等の	金額及び資本等取引	
第6節 利益積立金額		第6節 利益積立	金額	
第7節 仮決算における経理		第7節 仮決算に	おける経理	
第2章 収益並びに費用及び損失の計算		第2章 収益並びに	費用及び損失の計算	
第1節 収益等の計上に関する通則		第1節 収益等の	計上に関する通則	
第1款 棚卸資産の販売による収益		第1款 棚卸資	産の販売による収益	
第2款 請負による収益		第2款 請負に	よる収益	
第3款 固定資産の譲渡等による収益		第3款 固定資	産の譲渡等による収益	
第4款 有価証券の譲渡による損益		第4款 有価証	券の譲渡による損益	
第5款 利子、配当、使用料等に係る収益		第5款 利子、	配当、使用料等に係る収	益
第6款 その他の収益等		第6款 その他	の収益等	
第2節 費用及び損失の計算に関する通則		第2節 費用及び	損失の計算に関する通則	
第1款 売上原価等		第1款 売上原	i価等	

第2款 販売費及び一般管理費等

第3款 損失

第3節 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等

第1款 有価証券の譲渡損益等

第2款 有価証券の取得価額

第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等

第5款 有価証券の時価評価損益

第6款 デリバティブ取引に係る損益等

第7款 ヘッジ処理による損益

第4節 収益及び費用の帰属時期の特例

第1款 長期割賦販売等

第2款 工事の請負

第5節 割戻し

第1款 売上割戻し

第2款 什入割戻し

第6節 その他

### 第3章 受取配当等

第1節 受取配当等の金額

第2節 負債の利子の計算

第1款 支払利子

第2款 控除する負債の利子の計算

#### 第4章 その他の益金等

第1節 資産の評価益

第2節 受贈益

第2款 販売費及び一般管理費等

第3款 損失

第3節 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等

第1款 有価証券の譲渡損益等

第2款 有価証券の取得価額

第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等

第5款 有価証券の時価評価指益

第6款 デリバティブ取引に係る損益等

第7款 ヘッジ処理による損益

第4節 収益及び費用の帰属時期の特例

第1款 長期割賦販売等

第2款 工事の請負

第5節 割戻し

第1款 売上割戻し

第2款 什入割戻し

第6節 その他

#### 第3章 受取配当等

第1節 受取配当等の金額

第2節 負債の利子の計算

第1款 支払利子

第2款 控除する負債の利子の計算

#### 第4章 その他の益金等

第1節 資産の評価益

第2節 受贈益

ı	١	۰	ı		
1	۰	-	•		

改	正	後		改	正	前	
第1款 広告宣伝用資産等の	受贈益		第1款	広告宣伝用資	産等の受贈益		
第2款 未払賞与の免除益			第2款	未払賞与の免	除益		
第5章 棚卸資産の評価			第5章 棚台	卸資産の評価			
第1節 棚卸資産の取得価額			第1節	棚卸資産の取得	価額		
第1款 購入した棚卸資産			第1款	購入した棚卸	資産		
第2款 製造等に係る棚卸資	産		第2款	製造等に係る	棚卸資産		
第2節 棚卸資産の評価の方法			第2節 #	掤卸資産の評価	の方法		
第1款 原価法			第1款	原価法			
第2款 低価法			第2款	低価法			
第3款 棚卸資産の評価額の	計算と評価換え等と	:の関係	第3款	棚卸資産の評	価額の計算と評価換え	え等との関係	
第4款 評価の方法の選定及	び変更		第4款	評価の方法の	選定及び変更		
第3節 原価差額の調整			第3節 「	原価差額の調整			
第4節 棚卸しの手続			第4節 棚卸しの手続				
第6章 削除			第6章 削	除			
第7章 減価償却資産の償却等			第7章 減	価償却資産の償	却等		
第1節 減価償却資産の範囲			第1節 🥻	咸価償却資産の	範囲		
第1款 減価償却資産			第1款	減価償却資産			
第2款 少額の減価償却資産	等		第2款	少額の減価償	却資産等		
第2節 減価償却の方法			第2節 流	咸価償却の方法			
第3節 固定資産の取得価額等			第3節 [	固定資産の取得	価額等		
第1款 固定資産の取得価額			第1款	固定資産の取	得価額		
第2款 耐用年数の短縮			第2款	耐用年数の短	縮		

第4節 償却限度額等

第1款 通則

第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額

第3款 増加償却

第4款 陳腐化償却

第5款 償却可能限度額まで償却した資産

第5節 償却費の損金経理

第6節 特殊な資産についての償却計算

第1款 鉱業用減価償却資産の償却

第2款 取替資産についての償却

第3款 特別な償却率を適用する資産の償却

第4款 生物の償却

第5款 国外リース資産の償却

第7節 除却損失等

第1款 除却損失等の損金算入

第2款 総合償却資産の除却価額等

第3款 個別償却資産の除却価額等

第8節 資本的支出と修繕費

第9節 劣化資産

第8章 繰延資産の償却

第1節 繰延資産の意義及び範囲等

第2節 繰延資産の償却期間

第3節 償却費の計算

第9章 その他の損金

第1節 資産の評価損

第4節 償却限度額等

第1款 通則

第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額

第3款 增加償却

第4款 陳腐化償却

第5款 償却可能限度額まで償却した資産

第5節 償却費の損金経理

第6節 特殊な資産についての償却計算

第1款 鉱業用減価償却資産の償却

第2款 取替資産についての償却

第3款 特別な償却率を適用する資産の償却

第4款 生物の償却

第5款 国外リース資産の償却

第7節 除却損失等

第1款 除却損失等の損金算入

第2款 総合償却資産の除却価額等

第3款 個別償却資産の除却価額等

第8節 資本的支出と修繕費

第9節 劣化資産

第8章 繰延資産の償却

第1節 繰延資産の意義及び範囲等

第2節 繰延資産の償却期間

第3節 償却費の計算

第9章 その他の損金

第1節 資産の評価損

改	正 後		改	正	前
第1款 通則		第 1 款	通則		
第2款 棚卸資産の評価損		第2款	棚卸資産の評価	西損	
第3款 有価証券の評価損		第3款	有価証券の評価	西損	
第4款 固定資産の評価損		第4款	固定資産の評価	西損	
第2節 報酬、給料、賞与及び退職	給与等	第2節 幸	报酬、給料、賞与	5及び退職給与等	
第1款 役員等の範囲		第1款	役員等の範囲		
第2款 役員に対する報酬		第2款	役員に対する幸	<b>日西州</b>	
第3款 経済的な利益の供与		第3款	経済的な利益の	D供与	
第4款 賞与		第4款	賞与		
第5款 退職給与		第5款	退職給与		
第6款 使用人給与		第6款	使用人給与		
第7款 転籍、出向者に対する給	与等	第7款	転籍、出向者は	こ対する給与等	
第8款 株式譲渡請求権に係る自	己株式の譲渡	第8款	株式譲渡請求権	権に係る自己株式の譲渡	Ž
第3節 保険料等		第3節 假	保険料等		
第4節 寄附金		第4節	寄附金		
第1款 寄附金の範囲等		第1款	寄附金の範囲等	争	
第2款 国等に対する寄附金		第2款	国等に対する智	寄附金	
第3款 被災者に対する義援金等		第3款	被災者に対する	る義援金等	
第4款 その他		第4款	その他		
第5節 租税公課		第5節 和	且税公課		
第1款 租税		第1款	租税		
第2款 罰科金		第2款	罰科金		
第3款 第二次納税義務による納	付税額	第3款	第二次納税義務	<b>络による納付税額</b>	
第4款 賦課金、納付金等		第4款	賦課金、納付金	<b>金等</b>	
第6節 貸倒損失		第6節 質	貸倒損失		

第1款 金銭債権の貸倒れ

第2款 返品債権特別勘定

第6節の2 負担金

第7節 その他の経費

第1款 商品等の販売に要する景品等の費用

第2款 海外渡航費

第3款 会費及び入会金等の費用

第4款 その他

### 第10章 圧縮記帳

第1節 圧縮記帳の通則

第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳

第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳

第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳

第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳

第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳

### 第11章 引当金

第1節 通則

第2節 貸倒引当金

第1款 通則

第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金

第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金

第3節 返品調整引当金

#### 第12章 繰越欠損金

第1節 青色申告事業年度の欠損金

第1款 金銭債権の貸倒れ

第2款 返品債権特別勘定

第6節の2 負担金

第7節 その他の経費

第1款 商品等の販売に要する景品等の費用

第2款 海外渡航費

第3款 会費及び入会金等の費用

第4款 その他

### 第10章 圧縮記帳

第1節 圧縮記帳の通則

第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳

第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳

第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳

第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳

第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳

### 第11章 引当金

第1節 通則

第2節 貸倒引当金

第1款 通則

第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金

第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金

第3節 返品調整引当金

#### 第12章 繰越欠損金

第1節 青色申告事業年度の欠損金

改 正 後	改 正 前
第2節 災害損失金	第2節 災害損失金
第3節 私財提供等があった場合の繰越欠損金	第3節 私財提供等があった場合の繰越欠損金
第4節 分割前事業年度に係る欠損金	第4節 分割前事業年度に係る欠損金
第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算	第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算
第1節 通則	第1節 通則
第2節 特定資産に係る譲渡等損失額	第2節 特定資産に係る譲渡等損失額
第12章の3 連結納税の開始等に伴う所得の金額の計算	第12章の3 連結納税の開始等に伴う所得の金額の計算
第1節 時価評価法人	第 1 節 時価評価法人
第2節 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益	第2節 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益
第3節 連結納税の開始等に伴う長期割賦販売等に係る収益及び費用の処理	第3節 連結納税の開始等に伴う長期割賦販売等に係る収益及び費用の処理
第12章の4 連結法人間取引の損益調整	第12章の4 連結法人間取引の損益調整
第1節 通則	第1節 通則
第2節 分割等前事業年度等における譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の	第2節 分割等前事業年度等における譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の
調整	調整
第3節 分割等前事業年度等における譲渡損益調整額の戻入れ	第3節 分割等前事業年度等における譲渡損益調整額の戻入れ
第12章の5 リース取引	第12章の5 リース取引
第1節 リース取引の意義	第1節 リース取引の意義
第2節 売買とされるリース取引	第2節 売買とされるリース取引
第1款 売買とされるリース取引の意義	第1款 売買とされるリース取引の意義
第2款 賃借人の処理	第2款 賃借人の処理
第3款 賃貸人の処理	第3款 賃貸人の処理

第3節 金銭の貸借とされるリース取引

第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定

第2款 譲渡人の処理

第3款 譲受人の処理

### 第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算

### 第13章の2 外貨建取引の換算等

第1節 外貨建取引に係る会計処理等

第2節 外貨建資産等の換算等

### 第14章 特殊な損益の計算

第1節 特殊な団体の損益

第1款 組合事業による損益

第2款 従業員団体の損益

第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金

第1款 事業分量配当等

第2款 特別の賦課金

第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益

第1款 更生会社等の損益等

第2款 債権者等の損益

### 第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税

第1節 収益事業の範囲

第1款 共通事項

第2款 物品販売業

第3款 不動産販売業

第3節 金銭の貸借とされるリース取引

第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定

第2款 譲渡人の処理

第3款 譲受人の処理

#### 第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算

### 第13章の2 外貨建取引の換算等

第1節 外貨建取引に係る会計処理等

第2節 外貨建資産等の換算等

#### 第14章 特殊な損益の計算

第1節 特殊な団体の損益

第1款 組合事業による損益

第2款 従業員団体の損益

第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金

第1款 事業分量配当等

第2款 特別の賦課金

第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益

第1款 更生会社等の損益等

第2款 債権者等の損益

### 第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税

第1節 収益事業の範囲

第1款 共通事項

第2款 物品販売業

第3款 不動産販売業

_
ر

	改	正	後		改	正	前
第4款				 第4款	金銭貸付業		
	物品貸付業				物品貸付業		
第6款	不動産貸付業				不動産貸付業		
第7款	製造業			第7款	製造業		
第8款	通信業			第8款	通信業		
第9款	運送業			第9款	運送業		
第10款	倉庫業			第10款	倉庫業		
第11款	請負業			第11款	請負業		
第12款	印刷業			第12款	印刷業		
第13款	出版業			第13款	出版業		
第14款	写真業			第14款	写真業		
第15款	席貸業			第15款	席貸業		
第16款	旅館業			第16款	旅館業		
第17款	飲食店業			第17款	飲食店業		
第18款	周旋業			第18款	周旋業		
第19款	代理業			第19款	代理業		
第20款	仲立業			第20款	仲立業		
第21款	問屋業			第21款	問屋業		
第22款	鉱業及び土石採取業			第22款	鉱業及び土石採取業	Ě	
第23款	浴場業			第23款	浴場業		
第24款	理容業			第24款	理容業		
第25款	美容業			第25款	美容業		
第26款	興行業			第26款	興行業		
第27款	遊技所業			第27款	遊技所業		
第28款	遊覧所業			第28款	遊覧所業		

第29款 医療保健業

第30款 技芸教授業

第31款 駐車場業

第32款 信用保証業

第33款 その他

第2節 収益事業に係る所得の計算等

#### 第16章 税額の計算

第1節 同族会社の特別税率

第1款 特別税率の適用を受ける同族会社の範囲

第2款 留保金額の計算

第2節 所得税額の控除

第3節 外国税額の控除

第1款 通則

第2款 外国法人税の直接控除

第3款 外国子会社に係る外国法人税の間接控除

第4款 外国孫会社に係る外国法人税の間接控除

第5款 その他

第4節 所得金額の端数計算

#### 第17章 申告、納付及び還付

第1節 申告及び納付

第2節 還付

第17章の2 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税

第18章 退職年金等積立金額の計算

第29款 医療保健業

第30款 技芸教授業

第31款 駐車場業

第32款 信用保証業

第33款 その他

第2節 収益事業に係る所得の計算等

### 第16章 税額の計算

第1節 同族会社の特別税率

第1款 特別税率の適用を受ける同族会社の範囲

第2款 留保金額の計算

第2節 所得税額の控除

第3節 外国税額の控除

第1款 通則

第2款 外国法人税の直接控除

第3款 外国子会社に係る外国法人税の間接控除

第4款 外国孫会社に係る外国法人税の間接控除

第5款 その他

第4節 所得金額の端数計算

#### 第17章 申告、納付及び還付

第1節 申告及び納付

第2節 還付

#### 第17章の2 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税

第18章 退職年金等積立金額の計算

改	正	後		改	正	前
第19章 清算所得に対する	第19章 清	第19章 清算所得に対する法人税及び継続等の場合の課税の特例				
第20章 外国法人の納税象	銭務		第20章 外	国法人の納税義	務	
第1節 国内源泉所得			第1節	国内源泉所得		
第1款 国内において	行う事業の所得		第1款	国内において	行う事業の所得	
第2款 国内にある資	資産の所得		第2款	国内にある資産	産の所得	
第3款 人的役務提供	<del>は</del> 事業の所得		第3款	人的役務提供	事業の所得	
第4款 不動産等の貨	貸付けによる所得		第4款	不動産等の貸付	付けによる所得	
第5款 債券の利子等	÷		第5款	債券の利子等		
第6款 貸付金利子の	O所得		第6款	貸付金利子の原	听得	
第7款 使用料等の所	行得		第7款	使用料等の所行	得	
第8款 その他			第8款	その他		
第2節 課税標準			第2節	課税標準		
第1款 国内に支店等	<b>穿を有する外国法人</b>		第1款	国内に支店等	を有する外国法人	
第2款 国内において	で <ul><li>長期建設作業等を行う外</li></ul>	国法人	第2款	国内において	長期建設作業等を行う	外国法人
第3款 国内に代理人	、等を置く外国法人		第3款	国内に代理人	等を置く外国法人	
第4款 国内に恒久的	的施設を有しない外国法人		第4款	国内に恒久的が	施設を有しない外国法	人
第5款 その他			第5款	その他		
第3節 国内源泉所得局	「係る所得の金額の計算」		第3節	国内源泉所得に	系る所得の金額の計算	Ī
第1款 通則			第1款	通則		
第2款 損金の額の記	†算		第2款	損金の額の計算	算	
第3款 その他			第3款	その他		
第4節 税額の計算等			第4節	税額の計算等		
			第21章 平	成10年改正法令	による経過措置に係る	取扱い

 第1節
 割賦販売等

 第2節
 貸倒引当金

 第1款
 実績率により繰入限度額を計算する場合の取扱い

 第2款
 法定繰入率により繰入限度額を計算する場合の取扱い

 第3節
 賞与引当金

 第4節
 削除

 第5節
 製品保証等引当金

 附則
 附則

 別表
 別表

### 二 同族会社

	改	正	後	改 正 前				
(名義株に) 1 3 2	ついての株主等の判定)			(名義株についての株主等の判定) 1 3 1の2				
			(廃 止)	(自己株式を有する法人についての同族会社の判定)				
				1 3 2 自己株式を有する法人について同族会社であるかどうかを判定する場合には、法第2条第10号《同族会社の意義》に規定する「株主等」には				
				当該法人を、「発行済株式の総数」には当該自己株式の数を、それぞれ含む ものとする。				

# 三 資本等の金額及び資本等取引

	改	正	後		改	正	前
(資本	の増加の日)			(資本	の増加の日)		
1 5	1			1 5	1		
(1)				(1)			
(2)				(2)			
<u>(注)</u>	利益又は準備金の資本組力	へれにより増資	が行われた場合には、当該資				
:	本の増加の日において当該約	目み入れた額に	相当する金額の資本積立金額				
:	を減算することになることに	に留意する。					
(3)				(3) .			

## 四 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等

改 正 後	改 正 前
(信託をしている有価証券)	(信託をしている有価証券)
2 3 16 法人が信託(金銭の信託 <u>及び退職給付信託</u> を除く。)	2 3 16 法人が信託 (金銭の信託を除く。)
注	(注)
(1)	(1)
(2)	(2)
(普通株式と種類株式とが発行されている場合の銘柄の意義)	
2 3 17 法人が、他の法人の発行する普通株式と種類株式とを有する場合	2 3 17 <u>削 除</u>
において、その種類株式の権利内容等からみて、当該種類株式が普通株式の	
価額と異なる価額で取引が行われるものと認められるときには、当該種類株	
式は普通株式と異なる銘柄の株式として、令第119条の2第1項《有価証券	

14

の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法》の規定を適用するものとする。	
(その他これに準ずる関係のある者の範囲)	(その他これに準ずる関係のある者の範囲)
2 3 20	2 3 20
出資金額の50%を超える金額に相当する場合	出資金額の50%以上に相当する場合

## 五 受取配当等の金額

改	正	後		改	Œ	前
(配当等の額の支払義務が確	建定する日)		(配当等の額の	支払義務が研	霍定する日)	
3 1 7თ2			3 1 702			
また、令第22条の2第1	項《関係法人株式等	の範囲等》	また、令第	22条の2第	1項_(特定株式等の範囲	<u> </u>

### 六 棚卸資産の取得価額

	改	正	後	改正前	
(製造	<b>賃原価に算入しないことがで</b>	きる費用)		(製造原価に算入しないことができる費用)	
5 1	4			5 1 4	
(1)				(1)	
(2)				(2)	
(3)	措置法に定める特別償却			(3) 措置法に定める特別償却(同法第49条第1項(鉱業用坑道等の特別償去	<u>;门》</u>
				<u>の規定による特別償却を除く。)</u>	
(4)				(4)	
(5)				(5)	
(6)				(6)	
(7)				(7)	
(8)				(8)	

-		
ر	п	۱

	改	正	後		改	正	前
(9)				(9)			
(10)				(10)			
(11)				(11)			
(12)	障害者の雇用の促進等に関	する法律第53条	第1項	(12)	障害者の雇用の促進等	こ関する法律第26条	第1項
(13)				(13)			
(14)				(14)			

### 七 償却費の損金経理

改	正	後		改	正	前		
(償却費として損金経理をし	<b>」た金額の意義)</b>		(償却費として	て損金経理をし	<b>」た金額の意義)</b>			
7 5 1			7 5 1 .					
(1)			(1)					
(2)			(2)					
(3)			(3)					
<b>(4</b> )			(4)					
(5) 減価償却資産について	計上した除却損又は評	平価損の金額のうち損金 <i>の</i>	額 (5) 減価償去	(5) 減価償却資産について計上した除却損又は評価損の金額のうち損金の額				
に算入されなかった金額	Ą		に算入され	に算入されなかった金額				
注 評価損の金額には、	法人が計上した減損損	美の金額も含まれること	<u>に</u>					
留意する。_								
(6)			(6)					
(7) 令第54条第1項の規定	<b>Ξによりソフトウエア</b> σ	取得価額に算入すべき気	額					
を研究開発費として損金	£経理をした場合のその	)損金経理をした金額						
			<u> </u>					

### 7

## 八報酬、給料、賞与及び退職給与等

	改	正	後	改	正	前
(厚生年金基金からの給付等がある場合の不相当に高額な部分の判定)			(厚生年金基金からの給付等がある場合の不相当に高額な部分の判定)			
9 2 30			9 2 30			
	独立行政法人勤	対者退職金共済	機構		金共済機構	

### 九 保険料等

改正	後		改	正	前	
(退職金共済掛金等の損金算人の時期)		(退職金丼	<b>共済掛金等の損金</b> 算	草入の時期)		
9 3 1		9 3	l			
注 独立行政法人勤労者退職金共済機構		注 勤労	台者退職金共済機構	冓		
				_		
(社会保険料の損金算入の時期)		(社会保障	食料の損金算入の間	寺期 )		
9 3 2 法人が納付する次に掲げる保険料等の	額のうち当該法人が負担す	9 3 2	2 法人が納付する	る次に掲げる保険料等の	の額のうち当該法人が負担す	
べき部分の金額は、当該保険料等の額の計算の対	<u>象となった月の末日</u> の属す	べき部分の金額は、 <u>それぞれ次に掲げる日</u> の属する事業年度の損金の額に算				
る事業年度の損金の額に算入することができる。		入するこ	ことができる。			
(1) 健康保険法第155条《保険料》又は厚生年金	呆険法第81条《保険料》の	(1) <u>健</u> 園	東保険法第71条《倪	保険料の徴収》若しくI	は厚生年金保険法第81条《保	
規定により徴収される保険料		険料》	の規定により徴し	収される保険料 <u>、同法</u>	第138条《掛金》の規定によ	
(2) 厚生年金保険法第138条《掛金》の規定によ	)徴収される掛金又は同法	り徴り	又される掛金又は「	司法第140条《徴収金》	の規定により徴収される徴	
第140条《徴収金》の規定により徴収される徴収	双金	収金	当該保険料、掛金	金又は徴収金の額の計算	算の対象となった月の末日	
		(2) 健康	東保険法附則第3条	条《特別保険料の徴収》	の規定により徴収される特	
		別保障	食料 <u>当該特別保</u> 隆	<b>倹料に係る賞与等の支</b>	払をした日	

改	正	後	
(事業税の損金算入の時期の	 特例)		
9 5 2 当該事業年度の	直前の事業年度(そ	の事業年度が連結事業年	度に
該当する場合には、当該連	結事業年度。以下9	5 2において「直前年	丰度 」
という。) 分の事業税の額	(9 5 1により]	直前年度の損金の額に算	入さ
れる部分の金額を除く。以	、下9 5 2におい	て同じ。) については、	9
5 1にかかわらず、当該	事業年度終了の日ま	でにその全部又は一部に	つき
申告、更正又は決定(以下	9 5 2において	「申告等」という。) が	され
ていない場合であっても、	当該事業年度の損金	の額に算入することがで	きる
ものとする。この場合にお	いて、当該事業年度	の法人税について更正又	は決
定をするときは、当該損金	の額に算入する事業	<b>彰税の額は、直前年度の</b>	所得
(直前年度が連結事業年度に	こ該当する場合には、	当該連結事業年度の個	別所
得金額) 又は収入金額に標	準税率を乗じて計算	するものとし、その後当	該事
業税につき申告等があった	ことにより、その損	金の額に算入した事業税	,の額
につき過不足額が生じたと	きは、その過不足額	は、当該申告等又は納付	のあ
った日の属する事業年度(	その事業年度が連結	事業年度に該当する場合し	こは、
当該連結事業年度)の益金	の額又は損金の額に	算入する。	
注1 個別所得金額とは、	法第81条の18第1項	《連結法人税の個別帰属	額の
計算》に規定する個別	所得金額をいう。		
<u>2</u>			
<u>3</u>			
(賦課金、納付金等の損金算	入の時期)		
9 5 8			

十 知税公理

(1)

(事業税の損金算入の時期の特例)

改

9 5 2 当該事業年度の直前の事業年度(以下9 5 2において「直前年度」という。)分の事業税の額(9 5 1により直前年度の損金の額に算入される部分の金額を除く。以下9 5 2において同じ。)については、9 5 1にかかわらず、当該事業年度終了の日までにその全部又は一部につき申告、更正又は決定(以下9 5 2において「申告等」という。)がされていない場合であっても、当該事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、当該事業年度の法人税について更正又は決定をするときは、当該損金の額に算入する事業税の額は、直前年度の所得又は収入金額に標準税率を乗じて計算するものとし、その後当該事業税につき申告等があったことにより、その損金の額に算入した事業税の額につき過不足額が生じたときは、その過不足額は、当該申告等又は納付のあった日の属する事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の益金の額又は損金の額に算入する。

正

前

<u>注)1</u>	
2	

(賦課金、納付金等の損金算入の時期)

9 5 8 .....

(2)	(2)
(3) <u>障害者の雇用の促進等に関する法律第53条第1項</u>	(3) 障害者の雇用の促進等に関する法律第26条第1項

# 十一 貸倒引当金

改	正	後	改	正	前		
(割賦未収金等)			(割賦未収金等)				
11 2 19			11 2 19				
			注 平成10年改正法附則第9条(割賦販売等に関する経過措置)の規定の適				
			用を受けた割賦販売等に	係る割賦未収金等に	ついても、同様とする。		

## 十二 青色申告事業年度の欠損金

改 正 後	改 正 前				
(名義株がある場合の特定資本関係の判定)	(名義株がある場合の特定資本関係の判定)				
12 1 2	12 1 2				
(共同で事業を営むための適格合併等の判定)	(共同で事業を営むための適格合併等の判定)				
12 1 3	12 1 3				
(適格合併等に係る特定資本関係法人が2以上ある場合の特定資本関係が生じ	(適格合併等に係る特定資本関係法人が2以上ある場合の特定資本関係が生じ				
た日の判定)	た日の判定)				
<b>12 1 5</b> <u>法第57条第 5 項</u>	<b>12 1 5</b> <u>法第57条第 6 項</u>				

### 十三 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益

 改
 正
 後
 改
 正
 前

### (更生会社等の事業年度)

- 14 3 1 更生会社等(会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(以下この節において「更生特例法」という。)の適用を受けている法人をいう。以下この節において同じ。)の事業年度は、会社更生法第232条第2項《事業年度の特例》又は更生特例法第148条第2項若しくは第321条第2項《事業年度の特例》の規定により、更生計画認可の時(その時までに更生手続が終了したときは、その終了の日)に終了するのであるが、この場合において、更生手続の終了の日とは、次に掲げる日をいうものとする。
- (1) 会社更生法第44条第 3 項 《抗告》(更生特例法第31条又は第196条 《更生 手続開始の決定》の規定において準用する場合を含む。) の規定による更 生手続開始決定の取消しの決定があった日
- (2) 会社更生法第199条第4項《更生計画認可の要件等》(更生特例法第120 条第2項又は第290条第2項《更生計画認可の要件等》の規定において準 用する場合を含む。)の規定による更生計画の不認可の決定があった日
- (3) 会社更生法第236条又は第237条《更生が困難な場合の更生手続廃止等》 (更生特例法第152条第1項又は第325条第1項《更生が困難な場合の更生 手続廃止等》の規定において準用する場合を含む。) の規定による更生手 続の廃止の決定があった日
- 注 更生計画の認可決定後における更生会社等の事業年度は、会社更生法第 239条 (更生手続終結の決定)(更生特例法第153条若しくは第326条 (更生 手続終結の決定)の規定において準用する場合を含む。)の規定による更 生手続の終結の決定又は会社更生法第241条 (更生計画認可後の更生手続 の廃止)(更生特例法第155条若しくは第328条 (更生計画認可後の更生手 続の廃止)の規定において準用する場合を含む。)の規定による更生手続

### (更生会社等の事業年度)

- 14 3 1 更生会社等(会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(以下この節において「更生特例法」という。)の適用を受けている法人をいう。以下この節において同じ。)の事業年度は、会社更生法第269条第2項《事業年度の特例》又は更生特例法第149条第2項若しくは第160条の139第2項《事業年度の特例》の規定により、更生計画認可の時又は更生手続終了の日に終了するのであるが、この場合において、更生手続終了の日とは、次に掲げる日をいうものとする。
  - (1) <u>会社更生法第51条《開始決定の取消》又は更生特例法第40条若しくは第</u> 160条の23《開始決定の取消し》の規定による更生手続開始決定の取消し の決定があった日
  - (2) 会社更生法第232条第 1 項《更生計画の認否》又は更生特例法第123条第 1 項若しくは第160条の106第 1 項《更生計画の認否》の規定による更生計 画の不認可の決定があった日
  - (3) 会社更生法第273条から第274条まで《更生計画認可前の廃止》又は更生 特例法第153条若しくは第160条の143及び第154条若しくは第160条の144 《更生計画認可前の廃止》の規定による更生手続の廃止の決定があった日
  - 注 更生計画の認可決定後における更生会社等の事業年度は、会社更生法第 272条《更生手続の終結》若しくは更生特例法第152条若しくは第160条の 142《更生手続の終結》の規定による更生手続の終結の決定又は会社更生 法第277条《更生計画認可後の廃止》若しくは更生特例法第155条若しくは 第160条の145《更生計画認可後の廃止》の規定による更生手続の廃止の決 定とは関係なく、当該更生会社等の定款に定める事業年度終了の日におい

の廃止の決定とは関係なく、当該更生会社等の定款に定める事業年度終了 の日において終了することに留意する。

### (財産の評価換えによる益金)

14 3 2 会社更生法第232条第3項《債務免除益等の課税の特例》又は更生特例法第148条第3項若しくは第321条第3項《債務免除益等の課税の特例》に規定する財産の評価換えによる益金とは、会社更生法第83条《財産の価額の評定等》(更生特例法第55条又は第221条《財産の価額の評定等》の規定において準用する場合を含む。)の規定により更生手続開始の時及び更生計画認可の時において作成される貸借対照表に記載された資産の評価額を基礎として計算される評価益(当該貸借対照表に記載された資産の評価額を基礎として計算される評価益(当該貸借対照表に記載された資産の評価額を基礎として計算される評価損がある場合には、当該評価損に相当する金額を控除した金額をいう。)をいうのであるから留意する。

### (債務の消滅による益金)

14 3 <u>会社更生法第232条第3項</u>《債務免除益等の課税の特例》又は更生特例法第148条第3項若しくは第321条第3項《債務免除益等の課税の特例》に規定する債務の消滅による益金には、認可決定を受けた更生計画に定められた債務の免除又は切捨てによるもののほか、更生債権として指定された期限までに裁判所に届出がなかったため債務が消滅したことによる益金も含まれる。ただし、更生計画の定めるところにより更生債権者等に交付した新株引受権又は出資引受権若しくは基金の拠出の引受権について払込期日までに払込みがなかったため債務が消滅したことによる益金は含まれない。

### (更生会社等が受ける私財提供)

て終了することに留意する。

### (財産の評価換えによる益金)

14 3 2 会社更生法第269条第3項《債務免除益等の課税の特例》又は更生特例法第149条第3項若しくは第160条の139第3項《債務免除益等の課税の特例》に規定する財産の評価換えによる益金とは、会社更生法第178条《財産目録及び貸借対照表の作成》及び第181条《その後の報告等》又は更生特例法第90条若しくは第160条の71《財産の価額の評定等》の規定により更生手続開始の時並びに更生計画認可の時及び裁判所の定める時期において作成される貸借対照表に記載された会社更生法第177条《財産の価額の評定》又は更生特例法第90条若しくは第160条の71の規定による資産の評価額を基礎として計算される評価益(当該貸借対照表に記載された資産の評価額を基礎として計算される評価益(当該貸借対照表に記載された資産の評価額を基礎として計算される評価益がある場合には、当該評価損に相当する金額を控除した金額をいう。)をいうのであるから留意する。

### (債務の消滅による益金)

14 3 <u>会社更生法第269条第3項</u>《債務免除益等の課税の特例》又は<u>更生特例法第149条第3項若しくは第160条の139第3項</u>《債務免除益等の課税の特例》に規定する債務の消滅による益金には、認可決定を受けた更生計画に定められた債務の免除又は切捨てによるもののほか、更生債権として指定された期限までに裁判所に届出がなかったため債務が消滅したことによる益金も含まれるが、更生計画の定めるところにより更生債権者等に交付した新株引受権又は出資引受権若しくは基金の拠出の引受権について払込期日までに払込みがなかったため債務が消滅したことによる益金は含まれない。

### (更生会社等が受ける私財提供)

改	正	後	改	正	前	
14 3 4			14 3 4			
会社更生法	第232条第 3 項	更生特例法第148条	会社更生法	第269条第 3 項	更生特例法第149	)条
第3項若しくは第321条第3	3項		第3項若しくは第160条の1	39第 3 項		
( 更生手続開始前から繰り越	されている欠損金額)	)	(更生手続開始前から繰り越	されている欠損金額、	)	

14 3 5 会社更生法第232条第3項《債務免除益等の課税の特例》に規定 する「更生手続開始前から繰り越されている法人税法第2条第19号に規定す る欠損金額(同法第57条第1項又は第58条第1項の規定の適用を受けるもの を除く。) 及び同法第2条第19号の2に規定する連結欠損金額(同法第81条 の9第1項の規定の適用を受けるものを除く。)のうち当該更生会社に帰せ られる金額の合計額」は、次の(1)の金額から(2)の金額を控除した金額(以下 14 3 6において「会社等更生欠損金額」という。)による。

更生特例法第148条第3項又は第321条第3項《債務免除益等の課税の特例》 の規定による更生協同組織金融機関又は更生会社に係るものについても、同 様とする。

- (1) 更生手続開始決定の時に終了する事業年度の確定申告書に添付する法人 税申告書別表五(一)の「利益積立金額及び資本積立金額の計算に関する 明細書」に翌期首現在利益積立金額の合計額として記載されるべき金額で、 当該金額が負(マイナス)である場合の当該金額
- (2) 更生手続開始決定の時に終了する事業年度の確定申告書に添付する法人 税申告書別表七の「欠損金又は災害損失金及び私財提供等があった場合の 欠損金の損金算入に関する明細書」に欠損金又は災害による損失金の翌期 繰越額の合計額として記載されるべき金額

### (更生手続開始前の会社等更生欠損金額の損金算入)

14 3 5 会社更生法第269条第3項《債務免除益等の課税の特例》又は更 生特例法第149条第3項若しくは第160条の139第3項《債務免除益等の課税 の特例》に規定する「更生手続開始前から繰り越されている法人税法第2条 第19号《定義》に規定する欠損金額」は、更生手続開始決定の時に終了する 事業年度の確定申告書に添付する法人税申告書別表五(一)の「利益積立金 額の計算に関する明細書」に翌期首現在利益積立金額の合計額として記載さ

れるべき金額で、当該金額が負(マイナス)である場合の当該金額による。

(更生手続開始前の欠損金の損金算入)

23

- 14 3 6 更生会社等につき会社更生法第232条第3項《債務免除益等の課税の特例》又は更生特例法第148条第3項若しくは第321条第3項《債務免除益等の課税の特例》の規定を適用する場合において、財産の評価換え又は債務の消滅による益金(以下14 3 6において「評価益等」という。)の生じた日の属する事業年度に繰り越された会社等更生欠損金額があるときは、当該会社等更生欠損金額は、当該評価益等の金額の範囲内で損金の額に算入するものとする。
- 14 3 6 更生会社等につき会社更生法第269条第3項《債務免除益等の課税の特例》又は更生特例法第149条第3項若しくは第160条の139第3項《債務免除益等の課税の特例》の規定を適用する場合において、財産の評価換え又は債務の消滅による益金(以下14 3 6において「評価益等」という。)の生じた日の属する事業年度に繰り越された既往の欠損金額のうちに更生手続開始前から繰り越されたもの(法第57条第1項又は第58条第1項《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等》の規定の適用を受けるものを除く。)があるときは、当該欠損金額は、当該評価益等の金額の範囲内で損金の額に算入するものとする。

### (解散した法人から受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等)

14 3 9 ......措置法第45条の2第2項......措置法第45条の2第2項......

### (解散した法人から受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等)

14 3 9 .....

......措置法第45条の3第2項.......

### 十四 収益事業の範囲

	改	正	後	改	正	前		
(文部科学	<b>全大臣が指定した学校給</b>	食会)		(文部科学大臣が指定した学校給食会)				
15 1 11	1 法人税法施行令の一	-部を改正する』	改令(平成15年政令第131号)	<b>15 1 11</b> <u>令</u> 第5条第1項	頁第 1 号イ			
による改	z正前の法人税法施行令	第 5 条第 1 項第	1 号イ					
(低廉貸付	†けの判定)			(低廉貸付けの判定)				
15 1 21	<b>1</b> 規則	第4条		15 1 21	規則第4条の2			
(1)				(1)				
(2)				(2)				
(3)				(3)				

### 十五 収益事業に係る所得の計算等

24

	改	正	後		改	正	前
				(賞与引	当金勘定への繰入額の	の配賦)	
15 2	8 <u>削 除</u>			15 2	8 公益法人等又は	人格のない社団等が <sup>し</sup>	収益事業及び収益事業以外の
				事業の	双方にわたってそのシ	業務に従事する使用。	人を対象として賞与引当金勘
				定への	繰入れを行う場合に	は、これらの事業の	全部が収益事業であるものと
				して損	金の額に算入される覧	賞与引当金勘定への紹	燥入額を計算し、これを当該
				事業年	度の人件費の額の比る	その他合理的な基準し	こよりあん分して収益事業に
				係る損	金算入額を計算する。	<b>ものとする。</b>	

### 十六 同族会社の特別税率

改 正 後 改 正 前

16 1 2 削 除

### (期末利益積立金額)

16 1 6 法人が事業年度の中途において利益の配当又は剰余金の分配(みなし配当を含む。)を行い利益積立金額が減算した場合又は当該事業年度前の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において損金の額に算入されなかった償却超過額、引当金、準備金の繰入超過額等を当該事業年度において損金の額に算入した場合には、その減算した金額又は損金の額に算入した金額は、法第67条第3項第3号《積立金基準額》に規定する「当該事業年度の所得等の金額に係る部分の金額」に該当する。したがって、当該事業年度の留保所得金額がある場合において、当該事業年度終了の時の利益積立金額は、適格合併、適格分割型分割又は連結法人による他の連結法人の株式の譲渡等があったことにより法第2条第18号《利益積立金額》の規定に基づき加算又は減算する利益積立金額があるときを除き、当該事業年度開始の時の利益積立金額と同額となることに留意する。

### (自己株式を有するため同族会社と判定される法人に対する特別税率の適用)

- 16 1 2 自己株式を有する法人について1 3 2 (自己株式を有する法人についての同族会社の判定) により同族会社に該当するかどうかを判定した結果同族会社となる場合のその同族会社については、法第67条 (同族会社の特別税率) の規定の適用があることに留意する。
  - 注 これに該当する同族会社を同族会社の判定の基礎となる株主等とした場合に同族会社となるその同族会社(子会社)についても、同条の規定の適用がある。

### (期末利益積立金額)

16 1 6 法人が事業年度の中途において利益の配当又は剰余金の分配を行い利益積立金額が減算した場合又は当該事業年度前の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において損金の額に算入されなかった償却超過額、引当金、準備金の繰入超過額等を当該事業年度において損金の額に算入した場合には、その減算した金額又は損金の額に算入した金額は、法第67条第3項第3号《積立金基準額》に規定する「当該事業年度の所得等の金額に係る部分の金額」に該当する。したがって、当該事業年度終了の時における利益積立金額は、合併、分割、資本若しくは出資の減少、株式の消却、自己の株式の取得、社員の退社若しくは脱退又は連結法人による他の連結法人の株式の譲渡等があったことにより法第2条第18号《利益積立金額》の規定に基づき加算又は減算する利益積立金額がある場合を除き、当該事業年度開始の時の利益積立金額と同額となることに留意する。

## 十七 外国税額の控除

	改	正	後		改	正	前
(源泉徴収	(の外国法人税等)			(源泉徴収	(の外国法人税等)		
16 3 4				16 3 4			
	例えばマレーシ	アにおける配当所得.			例えば <u>シンガ</u> ホ	ペール共和国又は	マレーシアにおける配当所得
( <b>注</b> )				(注)			
				(技術等海	外取引所得の特別控隊	除額の配賦)	
16 3 18	<b>B</b> <u>削 除</u>			16 3 18	<b>3</b> 措置法第58条第1項	頁《技術等海外取	引に係る所得の特別控除》の
				規定によ	り当該事業年度の所得	骨の金額の計算上	損金の額に算入する金額があ
				る場合に	は、当該損金の額に第	入する金額のう	ち同条第1項に規定する技術
				等海外取	lpha引による指定期間内 $lpha$	)収入金額(措置	法令第34条第1項《技術等海
				外取引に	(係る所得の特別控除客	頃の計算等》に規	定する収入金額を除く。) で
				国外源泉	<b>駅</b> 所得に係るものに対応	でする部分の金額	は、当該事業年度の国外所得
				金額の計	  算上も損金の額に算 <i> </i>	くするのであるか	ら留意する。

# 十八 還 付

改	正	後	改	正	前		
(更生手続の開始の意義)			(更生手続の開始の意義)				
17 2 3			17 2 3				
会社更生法	第234条《更生手続 <i>0</i>	)終了事由》等に規定する更	会社更生法第38条《手続開始の条件》等の規定により更生手				
生手続開始の申立てを棄却	する決定があった場合	<u> </u>	続の開始の申立てが棄却された場合				